

医療法等の一部を改正する法律案に対する修正案要綱

第一 医療法の一部改正の修正

(政府案第1条のうち新第30条の8第2項の追加関係)

厚生労働大臣は、医療計画において定められた、生活習慣病その他の国民の健康の保持を図るために特に広範かつ継続的な医療の提供が必要と認められる疾病として厚生労働省令で定めるものの治療又は予防に係る事業、救急医療等確保事業及び居宅等における医療の確保に関する事項の実施について、都道府県において達成すべきこれらの事業及び居宅等における医療の確保の目標の設定並びに当該目標の達成のための実効性のある取組及び当該取組の効果に係る評価の実施が総合的に推進されるよう、都道府県に対し、必要な助言を行うものとする。

第二 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律の一部改正の修正

一 病床数の削減を支援する事業等に関する事項の追加

(政府案第4条のうち新第7条の2の追加関係)

- 1 都道府県は、その地域の実情を踏まえ、医療機関がその経営の安定を図るために緊急に病床数を削減することを支援する事業を行うことができる。
- 2 都道府県は、医療機関が1の事業に基づき病床数を削減したときは、厚生労働省令で定める場合を除き、医療計画において定める基準病床数を削減するものとする。

二 病床数の削減を支援する事業に要する費用に係る国の負担

(政府案第4条のうち新第7条の3の追加関係)

国は、医療保険の保険料に係る国民の負担の抑制を図りつつ持続可能な医療保険制度を構築するため、予算の範囲内において、一の1の事業に要する費用を負担するものとする。

三 電子診療録等情報の利用等の推進に関する事項の修正

(政府案第4条のうち新第12条の3第3項及び第4項の追加関係)

- 1 政府は、医療情報の共有を通じた効率的な医療提供体制の構築

を促進するため、電子診療録等情報の電磁的方法による提供を実現しなければならない。

2 政府は、令和12年12月31日までに、電子カルテの普及率（電子診療録等情報その他の心身の状況に関する記録に係る情報に係る電磁的記録を利用する体制を整備している医療機関の全ての医療機関に対する割合をいう。）が約100パーセントとなることを達成するよう、クラウド・コンピューティング・サービス関連技術その他の先端的な技術の活用を含め、医療機関の業務における情報の電子化を実現しなければならない。

第三 検討規定の追加

（政府案附則新第2条第1項、第2項及び第4項の追加関係）

検討規定として、以下の事項を附則に追加する。

一 外来医師過多区域における新たな診療所の開設の在り方についての検討

政府は、第1条の規定（附則第1条第1号、第4号及び第5号に掲げる改正規定を除く。）の施行（令和8年4月1日）後3年を目途として、外来医師過多区域において、新たに開設された診療所（診療所のうち、医業を行う場所であって患者を入院させるための施設を有しないものに限る。一において同じ。）の数が廃止された診療所の数を超える区域がある場合には、当該区域における新たな診療所の開設の在り方について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

二 医師手当事業を行うに当たり医療保険者等が意見を述べる仕組みの構築についての検討

政府は、都道府県が医師手当事業を行うに当たり、保険者協議会その他の医療保険者等が意見を述べることができる仕組みの構築について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

三 介護・障害福祉従事者の適切な処遇の確保についての検討

政府は、この法律の公布後速やかに、介護・障害福祉従事者の賃金が他の業種に属する事業に従事する者と比較して低い水準にある

こと、介護・障害福祉従事者が従事する業務が身体的及び精神的な負担の大きいものであること、介護又は障害福祉に関するサービスを担う優れた人材の確保が要介護者等並びに障害者及び障害児に対するサービスの水準の向上に資すること等に鑑み、現役世代の保険料負担を含む国民負担の軽減を図りつつ介護・障害福祉従事者の人材の確保を図るため、介護・障害福祉従事者の適切な処遇の確保について、その処遇の状況等を踏まえて検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を機動的に講ずるものとする。

第四 施行期日等

一 施行期日 (政府案附則第 1 条関係)

次に掲げる規定の施行期日は、それぞれ次に定める日とする。

- 1 第一、第二の一及び二、第三の二及び三 公布の日
- 2 第三の一 令和 8 年 4 月 1 日
- 3 第二の三 公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において政令で定める日

二 時限的措置に関する規定

(政府案第 6 条のうち新第 7 条の 2 及び新第 7 条の 3 削除関係)

第二の一及び二については、これを時限的な措置とするため、令和 9 年 4 月 1 日に廃止する。

三 その他所要の規定の整備